

新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート

事務局用	受付日	月 日
	受付No.	
	受付者	

※色付き部分に記入・チェックしてください。

申請事業者名	
新商品等の名称※	

※実施計画の「新商品等の名称（P.3）」を記入してください。

以下の点を全て確認の上、確認欄にチェックし、本状を提出してください。

1 提出書類の確認（詳細は募集要項「7（3）提出書類」を参照してください。）

	提出書類	部数	確認	事務局用
①	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書 ※代表者印をご捺印ください ※物品/役務のいずれかを選択してください。	3部 (正本1部、 写し2部)		
②	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画） ※申請書様式 P.2以降	3部		
③	法人の場合…登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (本店（本社）が都内に登記されていない場合は、確定申告書類（第6,10号様式）の写しも併せてご提出ください。) 個人の場合…住民票記載事項証明書 ※直近3ヶ月以内のもの	1部 (正本1部) ※確定申告書類は写し各1部		
④	直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類）	各2部		
⑤	会社概要	1部		
⑥	新商品等の詳細がわかるカタログ	2部		
⑦	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート（本状）	1部		

※ 申請書類はA4サイズで提出してください。

※ 正本用として1セット（①～⑦を1部ずつ）作成し、残部と併せてご提出ください。

※ 提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（ご担当者の名刺を貼付してください。）

2 資格要件等の確認

	確認項目	確認方法	確認	事務局用
1	都内に実質的な主たる事務所を有すること	次のいずれかを満たすことを確認してください。 ① 都内に登記された本店（本社）があり、かつ、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載から、一貫して本店（本社）が都内にあると見受けられること。 ② 都内事務所における法人事業税の分割基準の割合が最も高いこと。（この場合、直近の確定申告書類第6号及び第10号様式の写しを併せてご提出ください）		
2	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であること (認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。)	資本金：登記事項証明書で確認してください。 従業員：実施計画の従業者数（P.2）で確認してください。 (規定要件) 製造業など：資本金3億円以下又は従業員300人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 ※詳細は募集要項P.11「別添2」を参照してください。		
3	大企業が実質的に経営に参画していないこと	実施計画の株主構成（P.2）が次のいずれも満たすことを確認してください。 ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと ※ここでいう「大企業」とは、上記確認項目2の中小企業者に該当しないものをいいます。		
4	販売開始が平成22年2月以降であること	実施計画（P.3）で確認してください。		
5	認定対象であること	・食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、建設工事等における工法・技術でないこと ・過去に申請した同一商品でないこと ※詳細は募集要項P.4「3.（2）認定対象商品」で確認してください。		
6	実施計画の記載	すべてに記載があることを確認してください。 ※該当しない項目に「該当なし」と記入があるか ※別紙を添付する場合は、別紙1、別紙2と明示しているか		